## 申 立 書

令和 年 月 日

江 津 市 長 様

申 立 人 住所

氏名

このたび、私が新築・取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

また、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議はありません。

記

所 在 地	江津市				
家屋番号	番				
種類	居宅·	その他(		)	
構造		造		葺	階建
床面積	1階	m <sup>*</sup>	2階	m <sup>*</sup>	
入居予定年月日	令和	年	月	日	
入居が登記の 後になる理由					

現在の家屋の処分方法及び添付書類

①現住家屋を売却する場合

当該現住家屋の売買契約(予約)書、媒介契約書等売却することを証する書類及び証明申請者 がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

②現住家屋を賃貸する場合

当該現住家屋の賃貸契約(予約)書、媒介契約書等賃貸することを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

③現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舎、寮等の場合

証明申請者と家主の間の賃貸契約書、使用許可書又は家主の証明書等、現住家屋が当該証明申請者の所有する家屋ではないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

④その他、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合

当該親族の申立書等、現住家屋が今後、当該証明申請書の居住の用に供されるものではないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

入居が登記の後になる理由

- ①資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合、登記を入居の後に遅らせることのできない場合 当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代 金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し
- ②前住人が未転出である場合

前住人と証明申請書又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し

③本人又は家族の病気等止む得ない事情により登記までに入居できない場合

治療期間が記載された医師の診断書の写し等止む得ない事情を明らかにする書類